

広島の「黒い雨」に遭われた人の 被爆者健康手帳の申請

昭和20年8月6日に降った、広島の「黒い雨」に遭われた人で、次の一定の要件を満たす人は、被爆者健康手帳の交付申請をすることができます。

被爆者健康手帳の交付申請

◆要件

- 次の全てに該当すること
- 広島「黒い雨」に遭った
「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが令和3年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること
- 障害を伴う一定の疾病にかかっている

表の11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること

※原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものは除く

◆申請様式

- ・被爆者健康手帳交付申請書・申述書（黒い雨体験者用）・証明書
- ※申請様式や診断書などの様式は市ホームページまたは市役所1階保険課または各支所で取得できます

◆添付書類

- ・広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）（例昭和20年頃の改製原戸籍
- ・表の11種類の障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる指定様式の診断書
- ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

健康管理手当

被爆者健康手帳の申請と同時に健康管理手当の申請ができます。

◆対象

- 現在、表の11種類の障害を伴う一定の疾病（眼内レンズを挿入する白内障の手術歴のみの場合は除く）にかかっている人
- ※健康管理手当の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当の支給が開始されます

◆注意事項

広島県が申請内容を確認・審査するため、決定まで時間がかかります。詳しくは、問い合わせてください。

問い合わせ
保険課 ☎9160
（申請様式の取得・提出先のこと）
広島県被爆者支援課
☎082(513)3116
（申請手続き・制度の内容のこと）

11種類の障害を伴う一定の疾病

- ①造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など
- ②肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など
- ⑤脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
※手術歴（眼内レンズ挿入）がある場合は、手帳の申請に限り白内障にかかっているものとみなします
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など

●申請方法

次の書類を課税課または各支所まで持参もしくは郵送で。

●必要書類

- ・減免申請書（課税課窓口または市ホームページからダウンロード）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ・運転する人の運転免許証またはマイナ免許証
- ※マイナ免許証の場合は、「マイナポータル」や「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取った「マイナ免許証の免許情報」の画面の提示または画面を印刷したものが必要です
- ・減免を受けたい軽自動車などの車両の車検証と自動車検査証記録事項）
- ・減免を受けたい車両の軽自動車税（種別割）納税通知書
- ・納税義務者のマイナンバー（個人番号）を確認できる書類
- ※障がい者本人でない人が所有したり、運転したりする場合に、誓約書が必要となる場合があります
- ※公益車両減免は、法人の定款、運転日報および車両の写真が必要で

●申請期限

6月2日（月）（必着）
（公益車両減免は5月26日（月）まで）
※期限を過ぎると受け付けできませんので、必ず期限内に申請してください

日々の暮らしを地球に優しく

問い合わせ ゼロカーボン推進課 ☎9224

住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

対象の設備を設置する人に、費用の一部を補助します。

■対象設備

- ・太陽光（自家消費型の太陽光発電設備）
- ・蓄電池（太陽光と同時に設置する定置用蓄電システム）

■対象者

市税の滞納がなく、市内に自ら居住する戸建ての居住専用住宅に補助対象設備を設置する人
※事務所・店舗兼住宅は対象外です

■補助金額

対象設備	補助金上限額
太陽光	7万円/kW
蓄電池	5万円/kWh

■申請方法

申請書に必要書類を添えて、ゼロカーボン推進課まで持参。

次世代自動車等導入促進補助金

電気自動車などを新たに購入する人に、費用の一部を補助します。

■対象車両

EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）、超小型モビリティ、ミニカーのうち、補助要件を満たすもの

■対象者

市在住の個人または市内の事業者

■補助要件

- ①国のグリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の交付決定を受けていること
※一部対象外の車種あり
- ②CEV補助金の交付決定通知書の日付から申請まで1年以内であること
- ③使用の本拠地が廿日市市内であること
- ④災害時、市の要請に基づく避難所などへの補助対象車両からの電力供給に可能な範囲で協力すること

■補助金額

1台あたり10万円
（ミニカーは5万円）

■申請可能台数

1世帯・1事業者当たり5台まで

■申請方法

申請書に必要書類を添えて、ゼロカーボン推進課まで持参または郵送で。

■申請期間

4月23日（水）～令和3年3月19日（木）
※申請状況により、終了日が前後する場合があります

詳しくは、市ホームページを確認してください ▶



5月

は

軽自動車税

（種別割）

納付月です

問い合わせ 課税課 ☎9114
課税の対象となる人に納税通知書を5月上旬に送付します。
住所・氏名・標識車両番号などの記載に誤りがないか確認し、期限までに納付書裏面に記載している納付場所などで納付してください。

◆減免制度

一定基準以上の身体障がい、精神障がいまたは知的障がいのある人などは、申請すると減免の対象になる場合があります（身体障がい者など1人につき1台限り）。
また、公益車両（公益のために専ら使用する軽自動車）に対しても減免制度があります。

◆納期限

6月2日（月）
※口座振替の手続きをしている人は、6月2日（月）が振替日です